

日本の不良債権処理に関する比較制度論的考察 - 韓国の事例との比較 -

野村総合研究所 中井浩之

本報告は大きく3つの部分に分かれる。冒頭部では、いわゆる不良債権問題の定義と、不良債権処理への政府関与の必要性を示す。本報告においては、不良債権問題を、金融システムにおける資源配分の失敗などの結果、金融部門の不良債権や、それと表裏一体の関係を成す実体経済部門の不稼働資産が肥大化して、通常の債権－債務者関係では対応できない状況となり、資金循環が阻害されている状態と定義する。この立場からは、金融機関の経営健全性の回復や債務者の経営改善、更には債権者－債務者間の権利関係調整のために、不良債権の処理に際して政府の関与が必要になると考えられる。また、不良債権処理のための政策間の相互関係についても定義と整理を行う。

次に、韓国において迅速な不良債権処理が可能となった政策面の要因として、①1961年の朴正熙によるクーデタ以降全ての民間銀行が国有化される等、韓国の金融制度は「官治金融」色が濃い、②IMFの介入、不良債権処理のための制度整備の不十分さ、①の伝統などの要因から、不良債権引当の強化や公的資金の注入など金融機関への対応が政府主導で迅速に決定された、③財閥への政府による経営関与が許容される土壌が存在した、の3点に見られる様な、強力な政府関与の制度的伝統を指摘する。

一方、日本に関しては、①「民間銀行は戦後すべて政府から独立して経営されている、②」不良債権問題は1990年代半ばから議論されており、各種の制度整備がある程度進んでいた上、民間銀行の政府による経営介入に対する警戒感が強い、③「民間企業の経営に対し政府が関与することが許容される土壌は存在しない、といった様に、政府関与の制度的伝統は弱いと考えられる。

結論部に置いては、このような日韓間の不良債権処理に関する政策対応を、冒頭の整理に従って「規範志向」と「結果志向」という観点から比較・整理する。また、2001年から2002年にかけて、家計向け与信の増加に主導されて韓国の銀行の業績が回復した例を参照しつつ、資金循環阻害としての不良債権問題の解決には、サンク・コストとしての不良債権の処理に加え、金融機関が貸出を増加させるためには、貸出による安定した収益の確保が重要であるとの視点も提示したい。